平成２８年（フ）第２１０号
兵庫県伊丹市松ケ丘４丁目68番地　野口文化８号
債務者　森前　賢一
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６１３号
兵庫県尼崎市下坂部２丁目30番30号　浜ハイツ105号
債務者　森山さとみ
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６４７号
兵庫県西宮市久保町13番28―401号
債務者　上田　宏美
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６４号
長崎県長崎市音無町20番４号
債務者　村上　祐喜
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７７号
大分県由布市挾間町北方205番地12　ノースシャングリラ203
債務者　杉浦　信次
1　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５８号
北海道苫小牧市澄川町４丁目９番22号　オーシャンヴィラ105号
債務者　松井　大介
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１６１号
北海道苫小牧市北栄町４丁目14番28号
債務者　木村　千絵
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１６２号
北海道苫小牧市大成町１丁目５番５―201号
債務者　田中つかさ
1　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第８８号
群馬県桐生市広沢町５丁目5013番地の７
債務者　南雲　宏勇
1　決定年月日時　平成29年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２１６号
石川県かほく市内高松ヤ36　石川県立高松病院、住民票上の住所富山県高岡市戸出町５丁目10番45号　戸出西部市営住宅
債務者　室谷　泰子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８６号
金沢市松村５丁目239番地　ＬＩＶＥＣＯＵＲＴⅢ号、従前の住所金沢市矢木２丁目140番地１
債務者　肉八こと　田中　耕八
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４６号
石川県白山市坂尻町へ96番地２
債務者　小網　敏之
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４７号
福井市江守の里２丁目1209番地
債務者　岡　智恵子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
福井県坂井市丸岡町西瓜屋第４号59番地５　キャッスルハイツ101号室
債務者　宮島　国広
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
福井市城東１丁目15番18号　イーストコーポ201、旧住所福井市北四ツ居１丁目７番８号　スカイハイツ106
債務者　川嶌　　薫
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
福井市渡町104番地　落合喜久男方
債務者　竹内　章子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６０号
福井市勝見３丁目23番９号
債務者　林　　修二
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係